## あわら市サテライトオフィス誘致補助金概要

補助金交付 対象者	補助要件(指定要件)	補助対象経費等	補助率及び 補助加算額	1事業所当たりの 交付限度額	補助交付額
オあことを内る者	次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。  1 事業者が次のいずれかを満たすこと。 (1) 新規立地 (2) 新規立地時の事業開始から10年以内に着手する2回目以降の新設又は増設  2 事業者が次のいずれかを満たすこと。ただし、事業開始から3年以内におれていた市内に住民票を有する者が、退職又は転属した場合は、その数は新規雇用者数から除くものとし、退職者が出た場合は、採用等することにより、要件を満たさなければならない。 (1) 事業開始1年以内にU・Iターン者の新規雇用1名以上 (2) 事業開始1年以内に新規雇用3名以上  3 5年以上事業を行うこと。	1 土地建物取得費・改修費	5/10	1 補助要件の欄の事 1 第2 作ので 750 万円 第2 作所で 750 万円 明期項を 1,500 で 第2 作所で 第2 作所で まま 2 作所で まま 3 万円 間の事 3 万円 に 1,500 円円 に 1,500 円	原第1号の は満たす事 り場合 3 750万円 か要件の欄 原第2号の は第2号の は満たす事 り場合 3
		2 土地建物賃借料			
		3 事務機器等取得費			
		4 事務機器等リース料			
		5 通信回線料	10/10		
		6 住居賃借料(12ヵ月)	5/10	180 万円	事業開始から3年間のうちの12ヶ月間に、新規雇用者 (U・Iターン者に限る。)の住居賃借料で補助事業者 が支援した経費に補助率を乗じて得た額
		7 U・Iターン者新規雇用 加算費	1 人につき 30 万円	270 万円	1年につき新規雇用者におけるU・Iターン者の数に 補助加算額を乗じて得た額
		8 子育て世帯(U・Iターン者)雇用加算費	1世帯につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 中学3年生までの子が1人の場合 30万円(2) 中学3年生までの子が2人の場合 40万円(3) 中学3年生までの子が3人以上の場合 50万円		1年につき中学3年生までの子が世帯員に含まれる世帯(新規雇用U・Iターン者が世帯主の場合に限る。)の数に補助加算額を乗じて得た額

備考 子育て世帯(U・Iターン者)雇用加算費について、補助事業者が別途支援した経費がある場合において、当該経費がこの表に掲げる補助加算額に満たないときは、この表の規定にかかわらず、 当該経費を補助交付額とする。